第42回 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時:平成24年5月19日(土)

 $13:25\sim15:40$

場所:アスパム4階 十和田

司会 : 本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから「第42回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」を開催いたします。

資料の確認はお手元のとおりでございますが、委員の出欠の関係でございますが、本日、都合によりまして、戸舘委員と福士委員が欠席となっております。 また小保内委員の代理として、山二二戸市市民生活部長が出席しております。 それでは、開会にあたりまして、林部長からご挨拶申し上げます。

林部長 : 本日、委員の皆様方におかれましては、貴重なお時間を割いていただきまして、そしてまた大変お忙しい中、本協議会に御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

私、4月の人事異動におきまして、県の環境生活部長をさせていただいております林と申します。よろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。

この県境不法投棄問題、昨年度の県境不法投棄産業廃棄物の撤去量でございますけれども、東日本大震災の影響、あるいは浸出水の貯留量の増加など、色々なマイナス要因が重なりまして、滞りがちでございましたけれども、後半は何とか持ち直し、15万2千トンまでもっていくことができたところでございます。これまでの累計の撤去量でございますが、約91万6千トンとなりまして、これも、これまでの皆様のご支援とご協力の賜であり、深く感謝申し上げます。

さて、県では、廃棄物等の全量撤去を基本といたします原状回復方針の下、 今年度までを計画期間といたします実施計画に基づいて支障除去等の事業を実施してきたところでございますけれども、一昨年度の廃棄物推計量の見直しの結果、今年度までの全量撤去が困難となっておりますほか、廃棄物等の撤去完了後も引き続いて汚染拡散防止等の対策を実施するために実施計画の変更が必要となっているところでございます。

この変更の実施計画につきましては、現在、国会において審議中の改正産業 廃棄物特別措置法に基づいて策定するものとなるわけでございますけれども、 県といたしましてはこの法律の成立後、速やかに国との協議を始めたいと考え ているところでございまして、本日の協議会におきましてはこの変更の実施計画に定めます事業内容と年度別の事業計画の案につきまして御協議をいただくこととしているところでございます。

今後の廃棄物等の全量撤去、あるいは地下水の対策など、支障除去等の事業の完了までの重要な計画となるところでございますので、委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見、御指導を賜りますようお願い申し上げまして御挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

司会 : それでは議事に移らせていただきます。以後の議事進行につきましては協議 会設置要領第4第4項の規定により会長が行うこととなっております。古市会 長におかれましては議長席へお願いいたします。

古市会長: 皆様、こんにちは。前回の3月下旬の会議ではまだ寒かったんですが、今日は非常に良いお天気で、20度近い気温だそうです。そういった状況で、また事務局の方も人事が林部長はじめ何人かの方が替わられたということで、新たな態勢で取り組んでいきましょうということになってございます。

前回、三村知事に参加していただきまして、全量撤去を堅持するという力強いお言葉と、我々の方から出した要望に対しても前向きで、前向きといったら後ろ向きのイメージになりますけれども、要するに検討をしますというふうにおっしゃっていただきました。

ですから、そういうことを踏まえまして、今日は報告事項もありますが、協議事項としまして、先ほども林部長の御案内がありましたように特措法が通りしだい実施計画の変更をしなくてはいけないということになっています。その内容というのは撤去量の話もそうなんですけれども岩手県と青森県との県境での水の浸入、流入、それから汚染水の問題等、いくつか課題を抱えておりますので、その辺のお話を今日はしっかり委員の先生方と議論をさせていただいて、次回の実施計画に向けての叩き台みたいなものを今日、御議論させていただきたいと思っております。

ということで、今日も内容につきましては委員の先生方のお力、知恵をお借りするようになりますので、よろしく御協力の程御願い申し上げます。お願いをして私の挨拶に代えさせていただきます。

以降、座って進めさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは最初に報告事項が3つございますので、こちらの方を順次事務局の 方から御説明いただきたいと思います。 司会 : 会長、申し訳ございません。報告事項に入る前に、先ほど会長からもお話が ありましたように職員に一部異動がございましたので、改めて御紹介させてい ただきたいと思います。

古市会長: じゃあ、よろしくお願いします。

司会 : それでは事務局職員、一部異動がございましたので改めて本日、委員の皆様 に御紹介させていただきます。

先ほど御挨拶をいたしました新任の林環境生活部長です。

新任の小笠原環境生活部次長です。

北沢県境再生対策室長です。

新任の工事管理担当、中野副参事です。

周辺生活安全・責任追及担当から田子町駐在に異動しました中野渡副参事です。

新任の環境再生計画担当、佐々木総括主幹です。

新任の周辺生活安全・責任追及担当、成田総括主幹です。

私は本日、司会を務めております新任の周辺生活安全・責任追及担当、三上と申します。よろしくお願いいたします。

古市会長: はい、失礼いたしました。今、事務局の方を御紹介いただきました。ありが とうございました。

> 新しく、全く新しく新任で来られた方々もおられますけれども、新任ですと 今おっしゃっている司会の三上さんにしても先ほどの佐々木さんにしても、再 度デビューしていただいて、過去の経緯をよく御存知の方ですので議論もしや すいかなと思ってございます。

> では早速ではございますけれども報告事項に移らせていただきたいと思います。

では最初に資料1の撤去実績、これにつきまして御説明等、よろしくお願い 申し上げます。

事務局 : それでは県境不法投棄産業廃棄物の撤去実績でございます。資料1でございます。

前回の協議会では、年度末の3月16日現在で報告しておりましたが、その後、3月全体としては作業日数21日、1,686台、19,965.71トンとなりまして、平成23年度全体の実績としては203日、12,916台、152,415.44トンとなっております。処理方法別では埋立処理量の方がやや多くなっております。

この昨年度の撤去実績は目標としておりました 223,000 トンを下回ることになったものですが、これは昨年度随時御報告しておりましたとおり、また先ほど部長の挨拶にもありましたとおり、東日本大震災による一部処理施設の被災、それから例年を上回る降雨量の影響により浸出水処理施設の処理量が増えたこと、さらに PCB 使用廃コンデンサが確認されたことなどによって撤去作業の一時中止や掘削エリアの制限等を行ったことによるものでありますが、下回ることになった部分につきましては事業費を今年度に繰り越して、運搬処分業務の契約期間を7月31日まで延長をして、現在執行しているというところです。

その今年度についてですが、4月につきましては 18 日間、1,561 台、18,530.34 トン、5月については 11 日現在ですが、7日間、487台、5,862.72 トンで、トータルでは 25 日間、2,048台、24,393.06 トンとなっております。

平成 16 年度からのこれまでの累計としては、約 916,6000 トンということになっております。

なお、右下のグラフですが、右側の推計量について、括弧書きのところですけれども、117.1 万トンという数字になってございます。これまで推計量については 124.5 万トンとしていたところですが、実施計画の変更作業に伴う見直し結果としての新たな推計値ということで、これについては後ほど協議事項の中で詳細を説明いたします。

また、この棒グラフで今年度の撤去目標 223,000 とあります。この数字は昨年度の当初計画と同様のもので、年度当初に置いたものですが、ただ今言いましたように全体の推計量が変わること、さらに今年度の現場の状況として廃棄物の絶対量が減少していく中で廃棄物の層が薄い部分についてはこれまでのように一度に大量に掘削できないといったこと、あるいは浸出水処理施設の貯留量が春からなかなか低下しないということで、その対策としてキャッピングする面積を増やしている、相対的に掘削エリアが狭くなるといったことなどから作業効率が低下しているという状況もございます。従って、この 223,000 ということについては暫定値ということで、今後精査をして、223,000 より下がるということになろうかと思いますが、改めて設定することとしております。また、協議会にもその上でお示ししたいと思っております。

資料1については以上でございます。

古市会長: ありがとうございました。

ただ今、御説明をいただきました撤去実績につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

よろしゅうございますかね。今年度の撤去については後ほどまた御説明があるんですね。減るであろうということなんですが、それは 25 年度でカバーする

ということですね。

特段無いようでございますので、では2番目の報告事項に移りたいと思います。資料2に基づきまして、地山の分水結果、第4回及び第6回となっておりますが、これ、対馬さんの方、よろしくお願いします。

事務局: それでは資料2に基づきまして地山確認調査結果を御報告いたします。これにつきましては前回の協議会に報告いたしたものの追加分という形になります。まず1番、表層土壌調査でございます。第6回の地山確認エリアの追加分になります。平成23年12月7日に実施しました第6回の地山確認エリアにつきまして、3月2日に追加分の試料を採取いたしまして分析を行いました。

調査範囲は30m区画で1区画となります。

4ページほど先の別図の方をご覧いただきたいと思います。ちょうど右端の 方に緑色枠で囲っている部分がございます、これが追加分になります。それか ら後の深度方向でも述べますけれど、真ん中部分にある緑枠で囲った部分、こ れは第4回で表層だけ分析していたものを追加で深度方向調査をいたしました。

資料2に戻っていただきます。調査内容と調査分析結果でございます。第6回の追加部分につきましては、揮発性有機化合物、VOCの調査ということで表層ガス調査を実施いたしました。この結果、①に述べておりますが、ベンゼンが10m区画の3区画の表層で検出されました。ガス調査で1回目のスクリーニングで引っかかったという形になります。

それから戻っていただきまして、調査内容の②重金属等調査でございます。 30m区画ごとに1検体表層土壌調査を行い、重金属等を分析いたしました。分析結果でございますが、(3)の②でございます。

結果については次のページ、別表1に載せております。上の方の表の一番下の部分、ベンゼンが0.15、その次の下の部分0.06、0.19ということで判断基準の0.05を超えて検出されました。

それから表層土壌、重金属等の分析につきましては、下に入っているとおり 土壌環境基準以下ということになります。

また戻っていただきます。2番目、深度方向土壌調査です。平成22年度に実施しました第4回地山確認エリア、ここの部分につきましては表層の分析だけでございましたので、今回、この後協議事項でお話しします廃棄物量の再推計の際に必要になるということがございまして、深度方向調査を実施させていただきました。

この第4回の地山確認エリアと3月に実施しました第6回地山確認エリア追加分、こちらの表層度量調査の結果、VOCが検出され、または重金属等が基準値を超過しました10m区画につきまして、2月21日から3月2日に深度方向

の試料を採取し、深度方向の試料を採取し、基準値超過区間を説明いたしました。

調査範囲は第4回の地山確認分で10m区画の18区画分。それから第6回の地山確認分につきましては、先ほどの10m区画、3区画になります。先ほど、最初に読みました別の方の緑枠の部分、ピンクのラインが入った部分等になります。

調査内容につきましては、ボーリングマシンで試料を採取いたしまして、VOC の検出項目、それから重金属等の基準超過項目を分析いたしました。

(3)分析結果でございます。①ですけれど、表層ガス調査でジクロロメタン又はベンゼンが検出されていた区画で、公定法により溶出試験を行ったところ当該項目は検出されませんでした。②になります、重金属等の方ですが、鉛・砒素・ホウ素又はフッ素が土壌環境基準値を超過していた9区画のうち2区画で深度2m層まで、1区画で深度1m層まで土壌環境基準値を超過しておりました。

表紙の方に戻っていただきますが今後の対応となります。(1)土壌環境基準 値超過を確認しました9区画及び深度方向5区間につきましては、今後掘削撤 去する予定でございます。汚染土壌が確認されなかった区間は撤去完了となり ます。

以上です。

古市会長: ありがとうございました。

地山の第4回、6回、深度方向ですね。10m区画で今度調査をしてみたら何点かの深度方向に最大2mまで基準を超えたものがあったと、それが重金属等であったということですね。

これにつきまして何か御質問、ございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。別段、ございませんか。

それでは特段御質問がないようですから次にまいりたいと思います。それでは報告事項の3番目、資料3に基づきまして平成24年度の県境発・県境再生啓発事業(計画)ですね、これにつきまして事務局より御説明よろしくお願いし

ます。

事務局: 平成 24 年度の県境発・環境再生啓発事業の今年度の実施計画について御説明 させていただきます。

事業概要につきましては、既に前回の協議会でも御紹介しておりますが、県境不法投棄事案に係る原状回復事業の状況を公開し、事業への理解を促進するとともに、本事業で得た貴重な経験等を次世代に継承するための情報発信など、環境再生計画に掲げた施策の具体化に向けた取組を行うというものです。

事業内容の(1)環境学習の実施の部分ですが、昨年度同様となっており、まず①の出前講座、こちらは県職員が出向きまして不法投棄事案の概要や取組について学んでもらうというものです。そして②の現場見学会、③として処理施設の見学会、こちらでは撤去した廃棄物の処理方法やその後どのように活用されるのかということなどについて子どもたちに学んでもらうこととしております。④として県民見学会ですが、今年度も青森、八戸、むつ・東通の各ルートからの現場見学会を実施する予定としております。

今年度の具体的な実施計画ですが、まず①の出前講座につきましては6校からお申し込みをいただいておりまして、241 名を対象としております。また、②の現場見学会につきましては、田子町内の小学校のほか三戸町立杉沢中学校、八戸市立市野沢小学校の4校ということで準備を進めております。また、③の処理施設見学会につきましては、多数の学校からお申し込みをいただいておりまして、10校438名、見学先としては青森RER、八戸セメント、奥羽クリーンテクノロジーということで準備を進めてございます。日程につきましては、今、鋭意学校と調整を進めておりまして、今後若干変動すると思いますが、概ねこの時期で開催したいと考えております。

最後に④の県民現場見学会につきましては、青森ルート、八戸ルートについて9月、むつルートは10月ということで準備を進めております。

次に(2)記録映像の蓄積・情報発信という部分です。①は記録映像の蓄積ということで、環境学習の教材や後世に伝える資料として活用するため、不法投棄現場や県の取組の状況についての記録映像を蓄積しております。今年度の主な内容ですが、春夏秋冬の季節毎の現場の様子のほか、環境モニタリング・環境学習といった県の取組の状況につきましても映像として記録を残していくこととしております。

②の水処理施設を活用した資料展示・公開につきましては、既に写真パネルを作成し展示しているところですが、より充実させていくということで、パネル、あるいは資料などをこれからも展示していきたいということで準備を進めております。③のアーカイブの整備については前回の協議会で詳しく御紹介し

たとおりですけれども、本事業の経験、資料等を貴重な財産として次世代に引き継ぐため、ホームページを通じて情報発信をしていくこととし、「県境不法投棄事案アーカイブ」、こちらは前回の第 41 回協議会資料6-2で御説明いたしましたフォーマットを基にデータ作成を進めているところでございます。なお、内容につきましては、ある程度全体像が整理できた段階で協議会にお示しをし、御意見を伺い、ブラッシュアップしながら順次公開をしていきたいと考えております。

(3) 地域振興の促進です。現場跡地の活用促進に向け、東急建設(株)が 提案する「資源循環型によるエコアグリカルチャー」について、これまでの検 討課題をさらに整理しながら、同社による具体的な事業計画の策定に向けて引 き続き同社、田子町及び関係事業者との協議、調整を行っていくというもので す。また、その他の再生可能エネルギー施設の展開の可能性などについても、 これまでの県全体の取組の成果や課題、関連計画等を踏まえ、県境再生対策推 進本部等を通じ、さらに部局横断的な検討を進めてまいります。

なお、こちらにつきましては前回の協議会で会長から県のトップとしての知事にいろいろ御配慮していただきたいというお話があり、知事も承っているので、県境再生対策本部の場でそうしたことも十分伝えながら関係部局へのお願いや全庁的な検討を進めていきたいと考えております。

最後に、(4) 自然再生の推進です。平成22年秋、平成23年春と秋に現場内で実施した試験植樹について引き続きモニタリング調査を行ってまいります。また、廃棄物撤去後の植樹活動に向け、田子町、関係事業者と具体的な植栽方法の検討を行うとともに、田子町から譲り受けました地元産ポット苗木3万5千本の管理・育生を行うこととしております。

私からは以上です。

古市会長: ありがとうございました。

県境発・環境再生啓発事業ですね、それの計画内容。少し 24 年度の具体的な項目出しみたいなものの御説明をしていただきました。

いかがでしょうか、この内容につきまして御質問等ございますでしょうか。

溝江委員: 質問ではなくて、(1)の環境学習の感想というかお礼を申し上げたいと思います。

まず、八戸市内の学校が別紙の①、②、③とも多く入っていて、まず喜んでいます。以前、同じ八戸でも特に合併した旧南郷村の学校が2年前の計画ではゼロだったので、できればそういう旧南郷村の学校さんが入れるように働きかけて欲しい旨と、もう1つ、田子町以外の他の三戸郡の学校さんも参加できる

ように働きかけて欲しいと2つのお願いをしましたが、今回は不法投棄現場の 見学会については旧南郷村の市野沢小さん、それから①の出前講座では斗川小。 特に中学校はこういう行事に参加する機会が非常に少ないと思いますが、杉沢 中学校さんが参加しているということでとても喜んでいます。

これからも引き続き、そういう面の学校が多く参加できるように働きかけて続けていただければ有り難いと思います。

以上です。

古市会長: お礼と要望みたいなものですね。

他にいかがでしょうか。どこからでも結構です。 では小田さん、何か。目が合いましたものですから。

小田委員: 私、弘前の方から来ております。この環境学習計画の中では中南の方は参加の計画は無いわけですけれど、やはり地理的に遠いということもありますけれど、私もお礼申し上げたいなと思うのは、まずは今、県のホームページを見ますと沢山の県境再生の計画に関する資料とか今までの蓄積とか、沢山資料を引き出すことができるので、そういう活用では中南の方の子どもたちも活用できるのではないかなと。そういうあたりの配慮は随分なされていて、本当に潤沢な資料を提供されて公開されているなということでお礼を申し上げたいと思います。

出前講座とか県の方でせっかく準備して下さっていますけれど、弘前の方は やはりここに出掛けてくるというのもまた現場も遠いですし、出前講座は弘前 市の方でも環境保全課の方でして下さって、小学校の学習では家庭ゴミのこと についての学習ということをしていますので、産業廃棄物までの発展的な課題 に向けてというところはちょっとまだまだそこまでは子どもたちの学習に向け させていく、課題をそれに向けていくというのはちょっと難しいのかなと。そ ういう面では、このせっかくの教材をもっと活用して欲しいのは、中学校の子 どもたちです。環境学習として、県にこういう日本でも最大の不法投棄の現場 があるんだということに問題意識を持って、そこに向けてこれから捨てない、 捨てさせない、自分達ではこういうことはこれから捨てさせない方に向けてい くんだという意識を持って、そしてこういうことでの子どもたち、それから中 学校・高校・大学と、そういうふうに社会人になっていくあたりでこういうこ とにもっと課題意識を持って目を向けさせるように。小学校の子どもたちはま だ家庭ゴミのところで押さえられてしまうのかなと思いますので、もっと中学 校・高校の方への働きかけということもあってもいいのかなと思ったりしてい ます。

古市会長: ありがとうございました。確かにそうですね、幼稚園・小学校ぐらいですと 自分がゴミを出すという意識のゴミですよね。社会構造の矛盾の中で出てくる ようなゴミ、産業廃棄物ですね、それについてはちょっと理解が難しいですよ ね。社会構造自身の理解をまずしないとダメですので、それがうまくいってい ないから出てきたんだというのはなかなか理解しにくいかなと思います。

> しかし、今、おっしゃっていただいたことは至極当然のことでありますので、 この辺、事務局いかがですか。今、小田さん、先ほどは溝江さんもおっしゃら れたんですけれども。高学年、中学・高校に対しての環境教育、それはいかが でしょうかね。何かコメントがありましたらお願いします。

北沢室長: 御意見、いろいろありがとうございます。

おっしゃるとおりで、対象ももうちょっと高学年を幅広くやるというのは大切なことですし、地域的にも広げるということは非常に大切なことだと思っております。

ただ一方、私どもの方も県境再生対策室自体が県境の事業をやるための対策室という形で発足している関係上、現在やらせていただいている範囲につきましては現場の周辺、それから処理施設のある所、中間処理・埋立処理、そういうところに限ってと言いますか、そういう範囲で現在は進めさせていただいております。

一方で環境学習全体につきましては、同じ部の中の環境政策課でもかなり幅 広くやっておりまして、そういった中でこういう県境の素材もそちらの方に提 供するとか、そういう配慮も今後考えて、できるだけ幅広くこういうことを伝 えていくということは工夫して参りたいと思います。

林部長 : 若干補足させていただきます。私の部の大きな仕事というのは、当然この県境の不法投棄現場の対策も大きな課題の1つでありますけれども、それ以上に部全体の仕事としては、今、小田委員からもお話がありましたように低炭素社会の構築ですとか循環型社会の構築、こういった部分も大きな課題として取り組んでいるところでございます。

そういった中では、当然この県境不法投棄の現場の実際の問題ですとか、こういったものへのこれまでの対応などというのは現実の教材としてこれからの環境教育を進めるにあたっての大きな教材として活かさなければいけないんだろうと思っていますので、今の小田委員からの御指摘も踏まえまして、どういった活用ができるか、そういった部分、十分考えて参りたいと思います。

古市会長: ありがとうございました。これは学校教育というのと県民教育と両方ございますよね。これは希望すればこれに乗ることはできるんですか。例えば学校教育の方、直接当該地域だけでなくちょっと離れたところでも希望すればいけるんですか。ちょっとアクセスするのが大変でしょうけれども。

それともう1つ、県民の見学会も処理施設のあるところから来るというルートになっていますけれども、もう少し県全体の問題だったらどこからでも手を挙げればそれに参加できるのかどうか、その辺はいかがなものでしょうか。

事務局: お答えいたします。まず県民見学会につきましては、確かに出発地は青森・ 弘前・八戸、あるいはむつとしておりますが、途中バスの乗降地点などをなる べく設けるようにしておりますので、その範囲でこのバス停からというところ が合えば是非参加していただけるのかなということで、途中で乗れるようにな るべく努力をして毎年ルート設定をしているところであります。

> また、出前授業につきましては、県内全域、どこでもご希望があれば伺って 実施をしております。また DVD の貸出など、地理的に参加が難しい場合であっ てもなにがしかの教材を提供できるようにということでホームページの拡充も 併せて努力をしているところでございます。

古市会長: 出前はいいんですけれど、見学会の方も学校は大丈夫なんですね、手を挙げれば。

事務局: バスの手配とか、その辺の細かい点はあるんですけれども、県民見学会の場面を活用していただく、中学生なども参加できますので、こういった場面も活用していただければと思います。

古市会長: いや、見学会というのが田子町及び施設所在地と限定的なイメージを受けま すので、もう少し全県でということが可能なのかどうかというのをお聞きした かったんです。

北沢室長 : 見学会につきましては、予算のこともございますので無制限にということ はなかなか難しいんですが、希望があれば、来ていただく方で持っていただけ るのであればそれは当然、いつでも。

古市会長: その辺、小田委員、どうなんですか。教育委員会とか、そちらの教育の方から出ないんですか。

小田委員: 弘前の方で、小学校4年生で家庭ゴミの処理についての学習は進められているんですけれど、やはり弘前市は弘前市のゴミ処理上の見学というのを含めまして市の環境保全課の方でそれこそ出前講座というのを設けておりますので、一連の学習としては弘前市のゴミ処理場を見学して、そして出前講座も弘前市の関係の環境課の方の出前講座の計画がありますので、そちらに要望して学習というのは取り入れられていると思うんです。

弘前市の学校の方にもこちらの県境の不法投棄にも目を向けて欲しいなという気持ちがあって、ちょっと先生達に話しかけた時も、そこまで子どもたちの学習幅を広げていくのはとても今の学校全体の現状の中では無理だ。どんなに社会科で頑張っていろんな子どもたちに課題を持たせて、追究をさせようという取組をしている先生に話をしても、そこまではまだ、小学校4年生、まあ5年生になって産業の関係の勉強もしてきても、そこまで手を伸ばすのはとても無理ということで。

先ほどもちょっと言ったんですけれど、これから環境再生とか、こういうことに対しての学習をするということは、これから地球温暖化とかいろんな意味でも大変大事な私達の課題になっていくということで、もっと中学校とか高校とかでこれに目を向けて、総合学習というのがありますので、そのあたりで中学生や高校生が課題解決の視野を広げて、こういう資料に目を向けて、そちらの方で課題を追究したり今後に向けてそれを活用して欲しいな、そういうふうに目を向けるように出来ないものかなというふうに私は思っております。

古市会長: 中学、高校と広げられると同時に地域も広げられる可能性があるから、やは りどこかが御検討を下さいということですね。分かりました。ありがとうござ いました。

> 他にいかがでしょうか。これは非常に面白いというか重要なこと。 石井委員、お願いします。

石井委員: 石井です。今のことと、あとアーカイブスのことに関連してだと思うんですけれども、おそらく出前講座なり見学会等をやったら、必ず感想なり子どもたちの反応だとかを聞くと思うんですけれども、そういったものをまとめたものもしっかりとアーカイブスにしてもらうと同時に、今、お話があったみたく、事業の効果と言いますか、子どもたちの感想だけではなく教員といいますか、先生方が、学校側、環境教育としてこういった県境の題材を取り上げることにどういう意義があって、毎年やってきてどういう効果があったんだと、そういった学校側の反応みたいなものも聞いて広く周知すれば、先ほど小田先生がおっしゃったように、いろいろな中学校だとか高校とかにも広がる可能性がある

のかなという気がしますので、子どもたちだけではなくて先生方といいますか、 そういった学校の現場の環境教育としての教材の良さみたいなところをアピー ルしていただけるといいのかなと思いました。

古市会長: ありがとうございました。 小田さん、お願いします。

小田委員: すいません、せっかくの機会ですのでもう1つ付け足させていただきたいんですが。

一般の先生方の意識改革というか意識をもっと持って、こちらに目を向けて 欲しいということで、私、昨年も言ったような気がするんですが、県民の現場 見学会を9月に予定されているんですね。それに向けて、やはり先生方にもこ れに参加するようにちょっと PR していただいて、ちょうど9月というともう 学校が始まっていますので夏休みの期間に、もし教職員、教員対象のそういう 現場見学会というのをやりますよという形で設けていただければ、それに目を 向けて、田子に確かあったな、不法投棄現場があったなということで、現場に 来てみて、これを子どもたちの課題にして、そして少し取り上げたい、取り上 げなくてはいけないなというきっかけにならないかなと私は思っているんです。 もちろん、そうなると今年は無理かなと思ったりしていますけれど。ホームペ ージには沢山資料が今ありますので、それを活用して学習の方に取り入れる資 料がある、そういう面では充実してきているなと。確かに県の事務局もそうい う点では沢山御苦労をなさって進めているんだなという感じで、私もお礼を申 し上げたいところですけれど。そういう意味では先生方に、意識を持って子ど もたちにこの課題を投げかけるためにはまずは先生達に目を向けさせる、そう いうところがあってもいいのかなと。現場見学会を紹介されたら効果が出て来 ないかなと思うのが一つと、私が小学校の先生方に声を掛けた時に、紙媒体の 資料を自分は見たことがないというような声も無かったわけではないんです。 この方が無関心だということでもなく、弘前市内ではちょっと、先生方の目に 触れていないところもあるのかなあというところもありましたので、どういう ふうにそれが学校の方に配られているのか、私そこまではちょっと分からない んですけれど、自分は見たことがないという方がちょっといたりして、私とし てはがっかりしたりしています。

古市会長: ありがとうございます。 どうぞ。 北沢室長 : 今、先生方の見学の機会ということがございましたので、現場見学会については休みの日にやりますので、学校の先生方にも参加していただけるよう教育委員会等を通じてそういうお知らせは今年も実施する際にそういう配慮はまずしたいと思います。

それとあと先生方に対する啓発、情報提供という面では、三戸郡につきましては教育委員会の組織を通じて先生方の勉強会というのをやったことがございます。そういったものをもう少し充実して参りたいと思います。

それから、DVD とかパンフレットの資料が周知しきっていないんじゃないかという御意見もございましたので、これにつきましてももう少し工夫できないか検討して参ります。

古市会長: 非常に重要な議論だったかと思いますね。やはりリーダー的な人に伝えるということは非常に重要なんですね。その人を通してまたさらに広く啓発していただけますからね。特に先生が理解してやっていただけると本当に教育現場での効果が上がるように思いますね。

これはよく言われることですね。ちょっと現場は違いますけれども、開発途上国などで技術を伝えようと思ったら、まずリーダーを教育して、それから広く普及させる方法論を採りますのでね。全然場面は違いますけれども効率からいくとそうかなという気がしますね。

今、組織的に教育機関とも検討、連携をしてとおっしゃっておられたのでやっておられるとは思うんですけれども、さらにその辺のところ、今日の小田委員の御意見を踏まえてさらにまた御検討をいただければと思います。

それと石井委員の意見でこれは重要かなと思ったのは、一方向だけで情報を流すのではなく双方向でやはり反応を見るということですよね。だから、やはり今言ったように何らかのこと、教育現場での先生なり生徒の反応なり、見学会に来た人の反応なり、それからホームページについても何かリアクションができるような形を採るとか。それがまた作り手の方の内容を改善するのにつながりますので、大変だとは思いますけれども一方向だけではなく双方向でできるような形も少し御検討をいただければなと思います。

はい、ありがとうございました。非常に活発な御意見をいただきましてありがとうございました。

他になければ次に移りますけれども。

佐々木委員、お願いします。

佐々木委員: (3)地域振興の促進のところでちょっとお尋ねをしたいのですが。この 前段の方に東急建設(株)さんが提案している資源循環型によるエコアグリカ ルチャーについて検討をしておられるということなんですが、差し支えない範囲で、今どういった状況にあるのか、どういった課題が今浮かんできているのか、そのあたりを御紹介いただけるとありがたいと思います。よろしくお願いします。

事務局: 東急建設の事業計画につきましては協議会の方にも提示しておりましたように、基本的に木質バイオマス施設によって水素ガスを製造し、それを販売する。さらにはその熱エネルギーを利用して施設園芸を行うというのが基本的な提案でございました。それについて東急建設は、福岡県の大牟田市に先進事例がございまして、それを追いかける形で検討をしていったんですが、実は4月から水素ガスの商業化、商業運転が始まる予定だったんですけれども、現実、うまくいっていないという状況で延期されるようです。そういった状況も踏まえて、あといろいろ東急建設の方では現場の気象条件とかをこちらも情報提供しまして調べていきまして、マテリアルとしては木質バイオマスの他に鶏糞とかを活用できないかという方向、あるいは施設園芸についてもパプリカということも検討していたのですが、他には気象条件を踏まえて例えば夏イチゴみたいなものが可能ではないか、そういった基本の提案とともにさらに可能性を、選択肢を東急建設として探っているという状況でございます。

それについて先般、5月上旬でしたけれども、東急建設の方で現場の視察とかもしておりますので、またそれを踏まえて東急建設で現在詳細な計画を練り上げていくことになろうかと思います。現在はそういう状況でございます。

古市会長: 佐々木委員、それだけでよろしいですか。何か、もう一言ぐらい何かおっしゃりたいんじゃないですか。

佐々木委員: 現在のところ、この事業については東急建設さんが事業主体になってやる という想定で。

事務局: 東急建設さんからは、東急建設が主体になって他の企業さんとも組みながら ということでございます。自らが主体的に関わっていくということで聞いてお ります。

佐々木委員: それからもう1点ですけれども、木質バイオですか、ある程度の量が集まらないとなかなか事業としては成立しないと思うんですけれど、そのあたりはどの範囲まで考えておられるんですかね。

事務局: 木質バイオマスについては田子の地元の森林組合さん、三八地方の森林組合 さんといろいろ協議をしているようでございます。さらに加えて岩手県の浄法 寺の森林組合さんの方にもお話をかけて探っているような状況と聞いておりま す。

古市会長: ありがとうございました。東急建設1社だけでなく、いくつか前は5件くらい提案されましたよね。そういうところとのコンタクトなり可能性、またそれ以外のところとの連携とか。庁内での部局横断的ということでいろんなプロジェクトとのコンビネーションが考えられるとは思うんですけれどもね、何か1社だけでこうというのも何か、もっと可能性を追求できないかなと。地域振興というのは特に重要でございますのでね。何かその可能性を広げるような方向を少し御検討いただけないかなと思います。よろしくお願いします。

じゃあ、大体このくらいでよろしいですか。どんどん出てきた。溝口委員。

溝口委員: まだ4の自然再生の推進について意見が出なかったので、1つ要望ですが。

今、東日本大震災の後に被災地の復旧・復興に関わって植樹に注目が集まっているなと。1つは震災瓦礫を利用して防潮堤を造って、その防潮堤に防災林を造ると。この間、岩手県の大槌町で3千本植えて、これから国の方は青森から宮城にかけて約50kmの防災林を造るという計画を話されましたし、この間アメリカから桜のお礼というのでハナミズキが3千本送られてきて、これも東京都が被災地に植樹をすると。それから岐阜県の木工会社さんでやっているのが被災地で拾い集めたドングリを全国の育ての親に配ってもらって苗木にしてもらって、ある程度大きくなったらそれを被災地に植えると。

いろんな形で被災地の復興に関わって復旧・復興の植樹を考えているという ことで、この平成25年度からの本格的な植樹の実現を願っていますが、いろん な方法で今から県内はもとより国の内外にそのことが広く周知されるような広 報、周知方を検討しておいていただければありがたいなと思います。

古市会長: ありがとうございました。それでは宇藤委員、お願いします。

宇藤委員: 私も(4)のことに対してですが、地元産のポット苗木の管理・育生を行うとありますが、今どういう状態であるのか。山の方に持っていって管理とかをするというところまではお話を聞いておりましたが、どのような状態であるのかをお聞きしたいと思います。

古市会長: 事務局、お願いします。

事務局: 今現在、田子町さんからいただいた3万5千本のポット苗木については、田子町内の釜淵造園株式会社さんの農場で管理していただいています。この苗木自体、釜淵造園さんが作ったんですけれども、引き続き、県がいただいて県が釜淵さんに委託をして管理していると、そういう状況です。

宇藤委員: ちょっと心配なのは、ポット苗なので根がだいぶ伸びて土にくっついている とか、そういうことがないのか、そこら辺までは御存知ですか。

事務局: 今、既に長いものは3年経過したポット苗木ですね。これから24、25年度と2年間管理していくわけですけれども、おっしゃるように苗木は生長していきますので確かにそういった心配というのはあるんですけれども、釜淵造園さんとお話をしまして、プロですから、そういった生長を抑制するような管理の仕方でもって26年度からの植樹開始に向けてきちんと管理していくということですので心配ないと思っています。

古市会長: よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは予定の時間を過ぎておりますので、以上で本日のこの報告事項につきましてはこれで終わりたいと思います。

それでは今日の重要な議論であります協議事項ですね、これについて事務局から御説明をいただきたいと思いますが、これは先ほど、当初お話がありましたように今審議しております特措法の延長、それに伴って行う実施計画の変更ですよね、この内容について事業計画、事業内容計画案、これは事務局の方で対馬さんと原さん、続けてやられるんですか。

事務局: 最初にスクリーンを使って説明いたしますので。

古市会長: 分かりました。

事務局: それでは私、原の方から資料4の「変更実施計画」に定める事業内容と年度 別事業計画(案)について御説明いたします。御説明につきましては、この資 料4、2枚物になっておりまして、これをさらに詳細に説明する別添1、それ から別添5までがございますけれども、まずこの資料4の2枚につきましてス クリーンを使ってまず皆様に御説明したいと思います。その後、別添の1から 5の紙の資料に基づいてそれらについてまた詳細に御説明してまいります。

それでは、このスクリーンを使って御説明をしてまいります。資料4につい

ては平成 25 年度から現場の原状回復対策、どのような原状回復対策をいつまで やっていくのかと、そういう大きい流れについて御説明する内容になっていま す。

まず現状及び経緯です。青森県は、廃棄物等は全量撤去を基本とするといった原状回復方針の下で平成 16 年1月に実施計画の環境大臣の同意をいただいております。これまで、平成 24 年3月までに廃棄物等 89 万 2 千トンを撤去してまいりました。先ほど部長の御挨拶の中では 5 月 11 日までの撤去量を御紹介しておりますけれども、今回の廃棄物量は平成 24 年 3 月までのこの 89 万 2 千トンを参考にしながら推計を行っています。途中、平成 19 年 3 月に第 1 回の変更を計画を策定し実施計画の変更を行っています。これは掘削の仕方です。前はブロック毎に掘削をしていったんですけれども、今はスライス式掘削に方法を変更しているということと、それから処分の方法について、以前は焼却・焼成といった加熱処理だけでありましたけれども、今は廃棄物の状況に応じた処分方法ということで、最終処分も行っています。

実施計画策定の課題です。まず現行の産廃特措法というのは、平成 24 年度を 最終年度としていますので、当初の実施計画は平成 24 年度までの廃棄物等の撤 去を中心に策定しています。廃棄物の撤去が 24 年度までかかるという内容で作 っています。

その後、平成 22 年度にそれまでの廃棄物の掘削と掘削後のいわゆる元々の地盤、地山と言っていますけれども、この地山が初めて見えてきたと。そこで初めて廃棄物最下面の不法投棄のされ方が分かって、壺掘りだとか掘り下げだとか、そういった悪質な不法投棄の形態が明らかになり、廃棄物量の増加が懸念されました。そこで廃棄物等の再推計を行った結果、廃棄物等の量が増加して、平成 24 年度での全量撤去が困難になりました。

そこで、平成 25 年度以降の事業実施が必要となり、これについては実施計画 を変更して事業を続けていく必要があるということになりました。

実施計画策定の課題、現在、産廃特措法を平成34年度まで期限延長するという改正法案が国会で審議中でございます。青森県の課題としては、平成25年度以降の事業継続、それから廃棄物等の撤去完了後の水処理期間、いつまでに、いくら掛かるのかという費用の課題、それから仮設構築物、これは現場の原状回復対策を行う上で様々な施設を造っています。例えば現場で掘削した廃棄物を各処分事業者ごとに区分、仕分けしてやる必要があるんですけれども、そういった選別ヤード、それから廃棄物を積んだトラックの重さを量るトラックスケールなど、諸々の原状回復対策の実施を目的に設置した施設というのがございますので、この事業が終わればそれらの施設は当然解体撤去する必要があるわけです。そういったものに掛かる費用。それから汚染土壌の撤去費用。これ

につきましては現在の実施計画に汚染土壌が当然出てくるだろうと見込んでいるわけですけれども、その量であるとか費用は算入されておりません。

そういったことで、これらの課題を確実に変更実施計画に反映させて環境大 臣に協議していく必要があるということになっています。

廃棄物の撤去等について御説明します。まず、これが撤去を完了した地山の 状況です。これは現場の僅か一部ですけれども。御覧いただけるように、壺掘 りと言われるこういった穴を掘って、廃棄物を捨てていたと。大きいものは本 当に深さも数mあるわけですけれども、こういった状況、不法投棄の状況とい うのはこうであったということが分かります。

さらに廃棄物の撤去等ですけれども、当初の実施計画、現在の実施計画ですけれども、廃棄物等の総量は 67 万 1 千㎡、99 万 9 千トン。当初は比重を 1.0 でみておりましたけれども、途中で 1.5 に見直して 99 万 9 千トンというのが現在の実施計画の総量です。掘削の進捗で地山の壺掘りとか敷地境界付近の掘り下げという不法投棄形態が明らかになり、平成 22 年の見直しで廃棄物等の総量を 83 万 1 千㎡、124 万 5 千トンに見直ししております。これは平成 22 年 8 月に公表した内容です。その後、さらに撤去の実績、地山確認の面積も増えて、さらに一部ボーリング調査などを実施しまして、より正確に推計をしたというのが今回の見直しであり、廃棄物等の量、廃棄物と汚染土壌の総量を 79 万 6 千㎡、117 万 1 千トンと推計しました。今回の見直し量から先ほどの平成 24 年 3 月末までの撤去実績を引くと残る 27 万 8 千トン、これらについては、平成 25 年度までに全量撤去するという方針です。

廃棄物等の撤去の後は、先ほど申し上げましたように支障除去等事業、原状 回復対策のために設置した現場内の施設について解体撤去してまいります。

まず廃棄物の撤去の後、平成 26 年度までに先ほど写真で御覧いただいたように現場は原因者によって改変されていますので、地盤安定化のための整地などの対策を実施します。具体的には整地、土砂流失防止対策。雨などによって地面が削られていくのを防ぐ洗掘防止対策を廃棄物撤去後から平成 26 年度までには終え、その後、平成 27 年度まで仮設構築物を解体撤去します。それらは選別ヤード、それからトラックスケール、洗車施設、硫化水素処理施設、浸出水貯留槽、それから場内の仮設道路など、これらを平成 27 年度までに全て解体撤去してしまう計画になっています。

次は汚染拡散防止対策です。本県の原状回復対策は馬淵川水系の環境保全を 目的に汚染拡散防止することを最優先するとしています。そのため、現場の最 終的な保全の目標は、一般環境に戻すということになります。

このスクリーンで言う川などの表流水、大気、騒音、土壌につきましては廃 棄物が撤去されれば、汚染源が無くなれば元の一般の環境に戻るであろうと。 廃棄物の撤去完了とともに保全目標が達成されるだろうという考え方です。ただし、廃棄物、汚染源が無くなった後も廃棄物によって汚染された地下水が引き続き残ると考えられるので、廃棄物の撤去が終わった後も水処理施設を動かして浄化していく必要があります。

そこで汚染拡散防止対策、地下水対策です。①については、現在、地下水対策はどのように行っているのかというのを図示したものです。右側が岩手県、左側が本県の現場ということになります。本県の現場は遮水壁で囲まれています。今は廃棄物が上にあります。廃棄物を通ってきた表流水は汚染源に触れて地下に浸透して地下水も汚染されてます。一部の地点で環境基準超過されています。

こういったものを現場内の下流側の揚水井戸、3本ありますけれども、ここから汲み上げて処理施設まで流下させて施設で処理して放流しています。水処理施設で、排水基準を参考にした計画処理水質に適合させるように処理して放流しています。

②は平成 26 年度以降、廃棄物の撤去後を図示したものです。表流水については汚染源が無くなる。ただし、地下水については汚染が残る可能性があるだろうと。それについては引き続き水処理施設で処理していく必要があると考えているわけです。

ここに実施計画の変更に見込む年度別事業計画(案)とありますけれども、 地下水対策のことでお話しますけれども、地下水の効率的な浄化のために、先 ほど下流側の3本の井戸から汲み上げているというお話をしましたけれども、 さらに現場の中、現場の中は11ha ありますけれども、その中に複数の井戸を掘 って、そこから積極的に揚水して水処理施設で処理していくということを考え ています。

その結果、現場周辺の地下水、あるいは表流水、現場の地下水が環境基準以下となってモニタリング検査の結果の傾向が基準に適合する恐れがないんだと 認められる時点で最終保全目標が達成されたと判断して地下水対策を終了する と考えています。

地下水の環境基準達成については、この図の中で、廃棄物の撤去完了後8年間地下水対策を行って、平成33年度末に環境基準が達成されるだろうと。その後、経過観察に1年見込み、地下水対策としては9年間見込みまして平成34年度末に終了する計画を考えています。

廃棄物の撤去が 25 年度で終わった後に現場内の仮設構築物の解体撤去を 27 年度までやって、地下水のモニタリングと水処理施設を引き続き稼働させ、その結果、現場内の地下水が平成 33 年度末に環境基準を達成するであろうと。その後、浸出水処理施設等の解体撤去を平成 34 年度に行って本県の支障除去等の

事業を完了すると考えています。

次に汚染拡散防止対策のうち水処理施設の稼働と停止の基準です。まず一番上、廃棄物の撤去後は汚染源が無くなり、徐々にではありますが、水質は改善されていくと思います。そうなると流入水の水質に応じた運転を行っていくことを考えています。例えば、高度処理のバイパスは今もバイパスしておりますけれども、水質に応じて必要な部分を稼働させていくということになります。その後、排水基準を参考にしております計画処理水質が達成された後は、全処理バイパス、通すだけということになります。そういった処理工程運転を経て、検査結果の傾向に照らして基準にもう適合しなくなる恐れがないんだということになれば水処理施設を停止します。その後、33 年度末に環境基準が達成されることになります。

それから汚染拡散防止対策の水処理施設等の解体撤去です。33 年度末までに、現場内地下水が環境基準を達成し、それに伴い水処理施設が終わりますので、34 年度までに、事業の実施のために設置した水処理施設、関連施設、浸出水貯留池、防災調整池といったものを全て解体撤去するという計画となっています。特定支障除去等事業の終了ということで、これまで御説明した内容の概要ですけれども、現在、産廃特措法の期限が延長されようとしています。本県は、可決成立後に変更実施計画を速やかに提出して環境大臣の同意を得たいと考えています。その中には平成25 年度までの廃棄物・汚染土壌の全量撤去、仮設構築物の解体撤去、県境部地下水の流入防止措置、周辺及び現場表流水・地下水の環境基準の達成、浸出水処理施設等の解体撤去に係る事業の内容と事業費をきちんと盛り込んだ上で環境大臣に協議をして同意を得た上で、先ほど御説明した平成34 年度までに特定支障除去等を終了したいと考えています。

資料4につきましてはこちらのスクリーンでの説明で終わります。

別添1に基づいて御説明をしたいと思います。

特定産業廃棄物及び汚染土壌等の種類と量です。

1の当初調査に基づく特定産業廃棄物量等の推計ですけれども、特定産業廃棄物の量は、 $67 \, \mathrm{F} \, 1 \, \mathrm{fm}^3$ 、 $99 \, \mathrm{F} \, 9 \, \mathrm{F} \, 1$ トンと見込んでいました。ただし、汚染土壌につきましては、ボーリング調査の結果土壌環境基準を超えて検出された地点が $1 \, \mathrm{fm}$ のみであり、平面の広がり、それから鉛直の広がりを特定することができないために推計できないとしておりました。

続いて2です。平成22年度に実施した廃棄物等の再推計です。掘削の進捗に伴って廃棄物最下面の状況の不法投棄形態が明らかになって、当初の調査では分からなかった壺掘り、敷地境界付近の掘り下げといった地山の掘削による不法投棄隠蔽工作が確認されたので、廃棄物量を再推計してみたということです。その結果、総量が84万1千㎡、124万5千トンになったということです。

その結果、平成 24 年度までの全量撤去が困難になって、平成 25 年度までに 1年伸ばして撤去を完了したいという方針を公表したということになります。

次のページ、今回の再推計です。今回も平成22年度以降における掘削、地山確認の結果、平成24年3月に実施したボーリング調査の結果から、廃棄物の深さは当初の調査結果より深いものの、平成22年度の調査結果よりは浅いという傾向が認められました。また、地山確認の分析結果から標高が低くなるに従って汚染土壌の出現率が高くなるという傾向も認められました。その結果を踏まえて推計した結果、当初の推計量に対して6万7千㎡増加して73万8千㎡。当初の調査では推計できないとした汚染土壌量は5万8千㎡となりまして、総量は79万6千㎡、117万1千トンとなりました。これらについては平成25年度までに撤去を完了するということになります。

4、特定産業廃棄物及びこれに起因する汚染土壌等の範囲、種類、量等。これが変更する実施計画に記載したいという内容です。単位は㎡になっておりますけれども、特定産業廃棄物等の右側の方に有害廃棄物、その他の廃棄物というのがございます。

以上です。

古市会長: 以上でよろしいんですか。別添の後ろの方はもういいんですか。

事務局: 別添1では廃棄物汚染土壌の種類と量の話をいたしましたので、別添2以降で環境、特に地下水等に係る計画につきまして説明いたします。6ページ、別添2を御覧下さい。

特定支障除去等事業の終了につきまして基本的な考え方を整理いたしました。 まず1の特定支障除去等事業の終了基準です。特定支障除去事業は現場の最終 的な保全目標の達成をもって終了とします。

最終的な保全目標につきましては2番に記載しております。

現場は不法投棄以前は一般環境であり、撤去完了後も一般環境に戻す方針であります。現場の原状回復にあたっては、地下水、表流水、大気及び騒音につきましては環境基準以下になること、土壌については周辺環境と同等となることとします。地下水以外につきましては廃棄物の撤去完了とともに汚染源が無くなることから、その保全目標が達成されます。残る保全目標は現場の地下水の環境基準達成となります。

3番でございます。最終保全目標の達成方法になります。現場の地下水については廃棄物及び汚染土壌の撤去完了後は汚染源は無くなるものの、現在、一部地点で環境基準等を超過している項目がございます。前回の協議会でも御報告いたしましたが、1.4-ジオキサンという物質が複数の地点で環境基準を超過し

ております。基準を超過した地下水は現場に浸透した汚水が帯水層にそって自 然流下し、徐々に汚染のない地下水に置き換わるものと考えられます。従って、 このような地下水の自然浄化を基本とし、さらに地下水の揚水による効率的な 浄化を行うことで最終保全目標を達成します。

4番です。最終保全目標の達成基準です。現場周辺地下水及び表流水の水質 モニタリング並びに現場内地下水の水質モニタリングにおいて環境基準に適合 しており、検査結果の傾向に照らし基準に適合しなくなるおそれがないと認め られることをもって最終保全目標の達成とします。要は、全体的に環境基準に 適合して、さらに再び適合しなくなることはないということで最終保全目標の 達成としたいということで考えております。

1枚めくっていただきますが、こちらの方に地下水と表流水の終了要件につきましてフローにまとめております。左側が表流水、右側が地下水になります。表流水につきましては、先ほど申しましたとおり汚染土壌や廃棄物がございませんので、場内の保有水についてはクリアになるということになります。 県境部の表流水につきましては、隣から汚染された表流水が本県側に流入しないように措置されているということであれば終了になりますし、そうでなければ流入防止措置が必要になると考えられます。

右の地下水になります。青森県側の場内地下水ですが、こちらにつきましては環境基準に適合しているということと、それからその下にあります検査結果の傾向に照らして基準に適合するおそれがないと認められること。要は長期的な推移といいますか下がり具合がある一定の傾向で下がっている、それからバラツキ等がある程度納まってきて、再び超える状態がないという状態になれば終了となります。それ以外の状態であればさらに現場の地下水の浄化処理を継続することとなります。

右側の県境部の地下水になります。県境部の地下水につきましても同様の考え方になりますが、隣から地下水が本県側に流入しないように措置されているということが大前提になります。本県側に地下水が流入しないということと、それから県境部の地下水のモニタリングにおいて環境基準に適合しているという両方の条件が満たされた段階で特定支障除去等事業終了ということになります。

この表流水と地下水、両方とも基準を満たした段階で、全てイエスとなった段階で特定支障除去等事業が終了という流れになります。

別添2につきましては以上でございます。

それから、別添3につきまして具体的に地下水がどのような形で綺麗になっていくのかというのを引き続き説明させていただきます。

1番、現場内の地下水対策でございます。先ほど申しましたとおり現場内の

地下水については自然浄化による環境基準の達成を基本としながら、効率的な 地下水の浄化のために揚水及び浸出水処理施設による処理を行うとともに、モ ニタリング調査によりまして水質の監視を継続します。

効率的な地下水浄化方法につきましては(1)に記載しております。地下水の流向、流速、それから井戸の影響範囲等を考慮いたしまして、県境部から現場下流部までの範囲の 100m区間ごとに概ね 30m間隔で 22 ヶ所程度の井戸を設置して積極的に揚水することを基本といたします。また現場内の地下水のモニタリングにより汚染物質の状況を把握して、汚染物質の濃度が高い、それから地下水が集まりやすい場所で効率的に揚水を行うことにより、処理期間を短縮したいと考えております。

具体的にどのくらい期間がかかるのかというのを (2) で検討しております。 前提条件としては、現場内に地下水がどの程度あるのかというのをまず見積もりまして、それから汚染物質の初期濃度を②で設定いたしました。水量につきましては現場の地質構造等をもとに、約 29 万㎡と算定いたしております。それから汚染物質の初期濃度につきましては、これまで複数地点で環境基準を超過しております 1,4-ジオキサンという物質を指標として、モニタリング実施 10 地点の平均濃度として 0.4mg/L を初期濃度として採用いたしました。

このような条件の下に揚水した場合、今後どのように平均濃度が下がっていくかということを計算いたしました。条件としては浸出水処理能力の基本でございます 150 ㎡と 200 ㎡の 2 通りで計算いたしました。

その計算した結果を下のグラフに入れております。赤い方が $150\,\mathrm{m}^3$ 処理、緑の方が $200\,\mathrm{m}^3$ 処理ということであった場合の平均濃度の計算値になります。 $150\,\mathrm{m}^3$ であれば約 $11\,\mathrm{ft}$ 、 $200\,\mathrm{m}^3$ 処理であれば約 $8\,\mathrm{ft}$ ということで推計されております。

次のページを御覧下さい。(3) 浸出水処理施設の稼働です。先程までは平均的なお話をいたしましたが、浸出水処理施設の稼働につきましてはこの平均だけではいかない部分がございます。現に 1,4-ジオキサンにつきましては最大で2.4mg ということで、かなり高い濃度が検出されておりまして、これは環境基準値の 10 倍をかなり超えております。まず 10 倍どころではなくて 40 倍くらいになっているということでございますが、こういう濃度で検出されておりますので、この高い濃度のものを処理する必要がございますので、この水質の状況を見ながら浸出水処理施設で処理をして放流をしていくことになります。全体的な場内の地下水関係は以上になります。

引き続き県境部の地下水対策の説明をいたします。本県の浸出水処理施設は 本県側の浸出水を処理することを目的に設計されており、県境部において岩手 県側からの地下水の流入があることで浸出水処理施設の負荷が増加し水処理施 設の費用の増加や事業の遅延が生じるなど、本県事業の完了に著しい支障が生 じることになります。

また、汚染された地下水が岩手県側から流入している可能性を示唆するモニタリング結果が出ており、現在、両県共同による調査を実施しているところでありますが、汚染地下水の流入が確認されれば、これを防止しないと本県の地下水対策が長期化し新たな支障除去の計画の終了期限までに事業を完了できなくなるおそれがあります。

このため、今後、調査データを分析した結果、地下水の流入が認められた場合、地下水の流入を防止する効果のある措置、それから汚染地下水の発生抑制、集排水及び処理等の抜本的な措置を両県協議の上、直ちに講じることとし、これを本県実施計画の前提とします。なお、この措置につきましては岩手県で講じられるべきと考えておりますが、本県の実施計画と一体不可分であることから本県の実施計画に書き込む方向で検討することとしております。

引き続き別添4で稼働方法につきまして説明いたします。ここから先につきましては、実際、具体的にどういう形で水処理を動かすかということです。

まず、これまで水処理に関しましては現場の中に廃棄物がございますので廃棄物由来の浸出水があるので、かなり水量及び水質が変わるという状況がございました。廃棄物等が撤去完了いたしますと、こういう廃棄物由来の浸出水が無くなるということで、水質的にはある程度安定してくるということが想定されます。それから水量につきましても井戸から汲み上げるということでございますので、安定することとなります。

従いまして、こういう現場の地下水の水質に応じて次のとおり稼働させることといたします。

①ですが、高度処理のバイパス運転でございます。 2行目以下にありますけれども、浸出水と異なりまして汲み上げる地下水の流入量は安定しますので、浸出水処理施設における凝集膜ろ過処理後の水質が全項目で計画処理水質の80%未満の状態を2ヶ月間継続した場合は高度処理のバイパス運転を行うこととします。なお、この基準につきましては、流入水の水質と処理の状況に応じて見直すこととします。

下の方にフローを置いておりますが、現場に入ってくる水、順番に入っておりまして、初段の凝集沈殿と生物処理、凝集膜ろ過した後の水が現在バイパスをすればそのままモニタリングして放流しておりますが、ここの部分の菱形の部分の判断の内容を80%、2ヶ月という形で変えていきたいと考えております。次のページ、11ページを御覧下さい。全処理工程のバイパス運転です。先ほど申しましたように、高度処理のバイパス運転を実施した後に、時間の経過とともにさらに地下水の水質は安定していくものと考えられます。従いまして、

浸出水の流入水、一番最初の段階でございますけれども流入水の水質が全項目で計画処理水質の 80%未満の状態を2ヶ月間継続した場合は全処理工程のバイパス運転を行うこととします。先ほどと同様、流入水の水質と処理の状況に応じて見直すことといたします。また、放流水のモニタリングにつきましては、継続して実施していくこととしております。一番最初の段階で放流の基準を満たすということなれば、モニタリングをして放流をすれば基本的に問題ないでしょうという考え方になります。

引き続きまして別添5で浸出水処理施設の停止基準について説明いたします。 先ほどまでは、短いスパンで2ヶ月という形での基準になりますけれど、実際 にそれが長く継続した場合、いつの時点で処理を停止できるのかということに つきまして整理したものがこの資料になります。

1番、浸出水処理施設の停止基準でございます。これにつきましては流入水の水質が全項目で計画処理水質を下回った後でも、再び超えるおそれがないということが判断できた場合、これにつきましては周辺環境の保全に万全を期する必要がございますので、国が定めております一般廃棄物の最終処分場と産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令というのがございます。この省令で最終処分場の廃止はどういうふうにすればできますかという基準がございまして、この基準を参考にして本県の現場に類似する産業廃棄物、最終処分場の廃止基準を参考にして停止基準を定めました。

①ですが、周辺の地下水及び表流水のモニタリングにおいて環境基準に適合しており、検査結果の傾向に照らし環境基準に適合するおそれがないと認められることとします。それから②として、流入水の水質モニタリングにおいて計画処理水質に適合しており、検査の傾向に照らし計画処理水質に適合しなくなるおそれがないと認められることといたしました。

基本的に検査の傾向と言いますのはどういう形かといいますと、毎月水質検査をしておりますので月々の変動が多少はございます。それから年間ベースでみるとそれがだんだん下がっていくだろうというのが、廃棄物が無くなれば下がっていく傾向というのが見られてくる。その月々の測定値の変動及びこの下がっていく傾向をからめて、再びもう基準を超えるおそれがないよということが判断できた段階で水処理施設を停止するということで対応したいということで考えております。

廃止できない場合はどういうことかといいますと、例えば変動がかなり大きくて、幅が広いので変動幅から見ると下がっていったんですけれどもまた超えるおそれがあるということが考えられる場合とか、一旦下がったんですけれどもまた戻って、こういう形で上がったり下がったりする場合があるとか、そういう場合につきましては終われないということになります。

そういう検査の傾向に照らしまして再び基準に適合しなくなるおそれがない という場合につきましては水処理施設を停止するということで計画を策定させ ていただきたいと考えております。

後ろの方には先ほどの図面と、それから基準の省令でございますけれども参 考までに載せております。

以上で説明を終了させていただきます。

古市会長: はい、ありがとうございました。

委員の先生方の理解を十分なものとするために、少し丁寧に、時間を十分かけて説明していただきましたので、あと 15 分しか実は残ってないんですね。本質的な議論をちょっとしたいと思っているんですが、なかなかちょっと、今日どこまでできるかなというちょっと不安なところもあります。

次回は特措法が多分通るであろうという想定の下で、そう通りますと既存の 実施計画を変更する変更実施計画を策定して出さなければいけないわけですね。 それが 6月 30 日にさらにより具体的なものとして出てくると思うのですが、そ こで案を固めるということになります。その時の御意見を踏まえて固めるとい うことになるんですけれどもね。

ですから、今日はできるだけこれで気になる部分というところの御意見をいただいた方がよろしゅうございますね。そうですね。

北沢室長: そうですね、基本的な考え方、計画の事業費ですとか事業の仕方に関わる部分については御意見をいただいておきたいなと思っています。

古市会長: 事業費とかそういうお話は、多分あまり直接関係ないから、多分。

北沢室長: 事業費というのは、例えば実施する期間が延びれば事業費が動いたりするので、関連するといった話で。

古市会長: 分かりました。多分、スライドを用いて変更実施計画を策定するにあたって の背景から内容とかを、資料4の内容を分かりやすくプロセスを説明していた だいたと思うんですよね。本当のところの中味の議論すべき課題の部分という のが添付資料、別添1からの部分だろうと思うんですよ。

> 今日、ざーっと、ここでなかなか理解、初めて聞いたところではしにくいん じゃないかなという気がします。でも、遠慮無く、どんどん分かり難いところ は「分かり難い、ここはどうなっているか」「一番心配なのはここだ」というの があれば、どんどん出していただいた方がよろしかろうと思います。ですから、

どうぞ出して下さい。

どうぞ、では最初に石井委員の方から。できるだけ多く出して下さいね。

石井委員: では時間が無いのでタッタッといきます。

まず、現状認識ということで別添資料の 13 ページに作業中のイメージ図というのがあって、その上の図ですけれども、これを読んでみますと、あたかも岩手県側から青森県側への地下水流入量がこの絵を見るとあたかも無いかのように書いていますけれども、現状は、やっぱり県境遮水壁というものがまだ無い部分があると、そこもちゃんと口が開いていて、現状でもちゃんと地下水はあるんだということがちゃんとこの図にないとまずおかしいかなというのと、それから、今後調査を行って判明すれば、ここに地下水流の量の問題だけではなくて今度は質の問題も存在するんだよということですよね。

そういったことをちゃんとこの現状認識としてこの図に書いておかないと、 あたかもこの図だと、もう何も無いというふうになってしまうので、この図からちゃんと直していった方がこの文章と一致すると思うんですよね。

そういう意味では、この図をちゃんと正確に書いた方がいいのかなと思いま した。

それから2点目は、これは確認なんですけれども、別添資料の9ページの県境部の地下水対策ということで、本県実施計画で書き込む方向で検討するというふうに力強いお言葉を書いているんですけれども、これは資料4の方では必ずしも何か明記されていないみたいなので、この資料4と別添の関係がどうなのかなと。資料4ではちょっと簡単に書いてあったので、ちょっとこの辺が読み取れなかったのかなと思いますので、しっかりと明記していただけるんですよねという確認。

古市会長: ごめんなさい、もう一回。

石井委員: 資料4の、例えば県境部の汚染拡散のところ、2ページですね。資料4の2ページ目に地下水対策の終了のところに必ずしも、県境部の地下水のことについては省略されているようなイメージを持ちましたので、多分簡単に書いたんだと思うんですが。

古市会長: 例えば、別添の方の9ページのところね。

石井委員: はい、9ページの内容が必ずしも資料4の。

古市会長: 県境部地下水対策のお話ね。これとの対応がほぼありませんね。

石井委員: そうです、無いんです。ですから、その点について、「ちゃんと書くんですよね」という確認なんです。

それから、できるだけということでもういっぺんに言ってしまいますけれども、同じ9ページのところの上で1,4-ジオキサンに関して「水質の状況を見ながら浸出水処理施設による処理を行うこととする。」と書いてあるんですよね。先ほど処理施設の方を聞いたら、ある基準、80%になったらバイパス運転をしますよと。それから、もっと水質が良くなったら全処理バイパスをしますよということで、ある意味、流入水質に応じて水処理施設をスペックを変えながら運転しますよという姿勢はいいと思うんですけれども、じゃあ、本当にこれで1,4-ジオキサンの濃いものが出てきた時に処理が対応できるのか、本当にこの処理でいいのかという検証と言いますか、そこは必要なんじゃないかなという気がしました。ですから必ずしも、僕の感覚でいくと1,4-ジオキサンを処理するためにはおそらく普通の生物処理だけでは無理で、UV オゾンだとか活性炭処理が必要なので、逆に言うと高度処理バイパスだけの処理が必要になる場合もあるかもしれないということで、もうちょっとその辺は柔軟にいろんなパターンを想定して実施計画に盛り込んでおいた方が、後から青森県さんの自由度が大きくなるのかなと思って、そういうアドバイスをしたいなと思っています。

古市会長: ちょっとごめんなさいね。10ページのところの高度処理バイパスをするかしないか、高度処理というのは UV オゾン、活性炭、キレートね。ですから、1,4-ジオキサンをするためには高度処理が必要なわけですね。

石井委員: この順序でいくと、まず水質が良くなったら高度処理バイパスをして、まず UV オゾンと活性炭を止めましょうと。もっと綺麗になったら凝集沈殿も止めましょうというストーリーになっているんですけれども、場合によっては UV オ ゾンと活性炭だけを動かすような処理プロセスも将来的にはあるかもしれないので、そういったこともできるように、読み取れることができるように、そういう予算請求ができるように実施計画というものを考えた方がいいかなという 気がしました。

古市会長: ジオキサンの流入状況によっては、例えば濃度変動によってはジオキサンを 処理するためには UV オゾンとか活性炭処理が必要ですからね、だからそうい う余地は残してはどうかという意味だと思います。 もうよろしいですか。

じゃあ西垣さん、お願いします。

西垣委員: 事前に佐々木さんの方から資料を少し送っていただき、今日また最終的な計画をいただいたんですけれども。

先ほど石井先生がおっしゃっていた県境で岩手の方から青森へ地下水が流れているのは今までで分かっておりますので、この閉切壁がきちっとなされているか、あるいはもう10年間やられるのに、鉄の矢板を打っていますので、それが本当に維持できるのだろうかと。もう既に打ってから20年近く、年間何ミリか痩せてきますので、そういうことと、さっき石井先生がおっしゃった、きちっとやるんだったら上まで全部止水をしないとダメだと思います。それがまず1点でございます。

それから、今、13ページを私は見ながら話をしているのですが、実際にこれ、下流でポンプアップしてということなんですけれども、雨がどんどん入ってくるんですね。それに対して、今ここで処理しようとされているのを、我々は属にパンピングトリートメントと言って、揚水して地下水を綺麗にするという方法なんですが、それを今のところ 10年間くらいでやられるだろうという予測なんですけれども、いろいろコンサルなどで検討をされているとは思いますけれども、それが可能かどうかということはものすごく大変な予測になると思いますので、今のところ、そこに 29万トンぐらいの水があるから、それを汲み上げて処理してしまえばいいという感覚でされておられますけれども、いっぺん我々、揚水を止めて、あっ、綺麗になったからと止めて、またしばらくして汲み上げたら、また同じような汚水が出てくるようなことは、まあここはパミスだから乾性の堆積物ですから少し普通の土壌とは違うかもしれませんけれども、そんなことがありますので、その辺も少しきっちり検討をしていただければと思います。

ですから、まず上流の止水をきちっとして、それで上からの雨は上全部シートか何かのキャッピングで入らないように留めてしまわれる予定なのかどうか、この全域に対して。そうしたら、水処理施設全体の処理能力がいくらまでこれはあるんですかね、実際、現在。先ほどの石井先生のお話なんですけれども。24本の井戸からドッドッと水を汲んだら、それを全部処理できる?22本の井戸で処理できるのかということも是非。

ですから、議長もおっしゃっているように、一言でこれ、なかなか我々ここで何か意見をと言われても課題がありすぎて。

古市会長: 多分、今日、言い残したところは委員の先生方が後からでも何かメモをいた だけるようにしましょうかね。その方が次回がよりスムーズにいきますね。 キャッピングはどうされますか、全量撤去した後。対象地域。それだけちょっと西垣先生に。

事務局: 本県側の現場は植樹等をいたしますので、キャッピングは基本的に無い状態です。現場の雨水の浸透力から考えると、キャッピングをしないで地下浸透をさせた方がきちんと水が確保できるという計算になっております。

西垣委員: それは29万トンの中に含まれているのか。

事務局: 29 万トンから汚染地下水を抜いていって、抜いた分、また同様の水量がどん どん上から入って希釈されながら抜いていくという計算です。

古市会長: 自然浄化と揚水と、両方という意味なんでしょうね。それが本当にそんなに 絵に描いたようにうまくいくの?というのが西垣先生の懸念されているところ なんですよね。本当にそういう地下水が抜けるんですか?揚水できるんです か?と、いろいろ技術的な問題もありますので。またいろいろアドバイスをい ただきたいと思うんですけれどもね。

他に。はい、どうぞ、榎本さん。

榎本委員: 一応、ようやくこの対応が見えたので大変ありがたいと思っていますが。

まず1つは、一番先の考え方ですが、私は水を取水していますから馬淵川も 熊原川も両方影響を受けるんですけれども。堆積しているものには県境がある んですけれども、地下水環境には県境が無いという意識でいます。どこからで も入ってくる、敷地内の中で。

ですから、今の大前提で青森県のところに遮水壁をして水を止めるかという話をしたけれども、おそらく仕切れないような気はします。現実的にはやっぱりどこか入ってきますから。だから、私の方の立場でいくと、岩手県にあるものも青森県にあるものも地下水そのものが全体的にどこかここか出てくるわけですから。

ですから一番最後にきちっと明記していただきたいのは、どっちに来てもいいんですけれども、そういうことを下流側に来ないようなことを両県の中でちゃんと話し合いをしていただけるようなこと、行政的には難しいとは思いますけれども、そういう視点がとても欲しいなというのが1つです。

それから、地下水の29万ですか、あったというのですが、必ず水は回っていますから止めて出すと絶対ダメですから、この循環を、まあ計算をどれを使うかはっきりしませんが、この循環も入れながら、結局希釈流出しかないという

ような計画ですから、8ページのカーブがこんなに綺麗にいくかというのは、なかなか私も難しいなと思うのですが。

ただ、私がありがたいのは 1,4-ジオキサンはちゃんと指標にして監視していく というスタンスはとても有り難いと思っていました。

そういう視点で、この通りいくかどうか、いろんな変動はあると思いますがこういうポイントで見ていただければありがたいというのと、一番最後の水処理をいつから止めるかというのはなかなか大変だと思いますが、さっき先生がおっしゃったみたいに、地下水1本になるとあまり濁度が高いのは過剰揚水をしない限りは大丈夫ですから、おそらく凝集沈殿をしない処理の方が、意外とずっと残るような感じはするんですけれども。状態ですよね。ただ、あと経費もあるでしょうけれども。そんな感じがしています。

いずれにしても、我々もそうですが、ポンプを入れて水を吸うんですが、回っている量よりいっぱい出すと、必ず濁ってきます、過剰揚水で穴が空いてきますから。ですからそういうところをちゃんと考えてやれればいいのかなと思っていました。

まず大体イメージのところはそういう状態です。

古市会長: ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。どんどん、パッとお願いします。他の人、ちょっと 考えて置いて下さい、当てますので。

じゃあ石井委員。

石井委員: 3ページ目の工程のところですけれど、多分やられると思うんですけれども、 廃棄物撤去が終わった後に地下水だけになって、今、西垣先生がおっしゃられ たように揚水処理だけでなかなか効率が上がらないという場面は予想だにされ ますよね。ですから、途中で中間評価みたいな見直しができて、それでやり方 を改められるような、そういう余地みたいなものをここに書いておいた方がい いんじゃないかなと。そういうものもちゃんと今から位置づけて、「ちゃんと工 程管理をちゃんとやりますよ」と、それから「目標にちゃんと達成するまでに 途中でちゃんと見直して面舵を切り直せますよ」ぐらいの感じで書いておかれ た方がいいかなと思いました。

古市会長: はい、ちょっとこれも実施計画の方で中間評価、見直しみたいなのは可能ですか。実施計画を出す時にね。予算との関係では無理だろうと思うんですよね。 だから、そういう中間評価をするのは当然必要なことなのですが、何らかのことが起こった時は、予期せぬことが起こった場合は県もある程度それに対して

対応できるんだという姿勢、その辺のところが大事かなと思いますね。

北沢室長: 中間評価を入れることについてはなかなかいい意見だと思いますので、それ は取り入れたいなと思います。

ただ、国の方では、だからと言ってその後のことを認めるということにはならないと思いますので、大きな変更があればその変更計画をまた作るということになろうかと思います。

古市会長: はい、その辺、ちょっと考慮をよろしくお願いします。 そうしたら澤口さん、いかがですか。

澤口委員: 大した意見ではないんですけれども。今の延長線みたいなもので、現地の田子の方でも最後の水処理施設廃止に至るまでの過程で、これ、どの程度の頻度か分からないんですけれども、是非地元住民に、今現在、水の状況がこんな状況だというのをお知らせする機会を設けていただきたいなと思います。お願いします。

古市会長: 途中の段階ということね、ありがとうございました。 じゃあ山本委員、お願いします。

山本委員: 質問ですけれども、廃棄物の完了が撤去した、それから水の、汚染水のとなりますが、これらは 1,4・ジオキサンの方がメインでそういうことだと思いますが、これらは土壌に対する汚染というのが境界のところと言いますか、流れる筋のところでそういう汚染土壌というのが発生しないのかどうなのかというのがちょっと心配なところなので、供給はされないけれども地下に固定はされていないかというところもちょっとお知らせを願いたいなと思いますし、もう1つ、200 m³/day で、揚水ということで 8 年間という推計でありますが、やはりちょっと、もう少しこれを早めていただくような、量をもう少し揚水できないのかなと。そしてなるべく安全側で終わらせていただくような仕組みはできないかなと思っております。

以上でございます。

古市会長: ごめんなさい、1点目の土壌に固定というのはどういう意味ですか。

山本委員: 廃棄物の完了をしますと、その地下にあたる部分の土壌にはもう無いという ことに本当はなるんでしょうけれども、地下水は。 古市会長: 一応、地山は全部確認するんですよね。

山本委員: ええ、地下水が汚染されているということになるわけで、そうすると地下水 の汚染がそのまま土壌に吸着、それはないんでしょうかと。

古市会長: そういう意味ですね、はい、分かりました。ありがとうございました。 以上ですね。あとは、代理で恐縮なんですけれども、山二さん、お願いしま す。

山二代理委員: 私も行政の立場でございますので、今回の見直しの計画が順調にいくの をお祈りしたいと思います。申し訳ございません。

古市会長: そうですか。それ以上はおっしゃり難いんだろうと思うんですが。一番お聞きしたかったのは、二戸、岩手側のものですからね、ちょっと。

山二代理委員: 異議を言いたいところは沢山あるんですが。

古市会長: そうですか、分かりました。ありがとうございました。

大体皆さんに発言をしていただいたのですが、さらにこれでやはりもっと聞きたいということ、宇藤さん、ございますか。これだけは言わないと帰れないと。

宇藤委員: いやいや、そんなこと、特別ないんですが。岩手県の方々とも一緒にやって、 是非お互いにいい環境にしていきたいものだなと思っておりました。よろしく お願いいたします。

古市会長: はい、ありがとうございました。

ということで。ちょっと時間が足らなくて、私の不手際もあったものですから、言い足りない部分はまた後ほど、よく考えてみればここがよく分からないねということがありましたら、できるだけ記憶の新たな内、1週間以内に事務局の方に質問状を出していただく、コメントでも結構ですので。よろしくお願いいたします。

山二さん、小保内さんにお伝えいただいて、小保内さんが疑問に思われることを何かまたよろしくお願いいたします。

ちょっと私も申し上げたい。これ、ポイントはやはり自分の自己努力だけで

はどうしようもない、青森だけでは完結しない問題である。というのは、上流側に岩手県がありますので、流入してくる部分があるので、そこの部分をどう協調しながらやっていくか。いずれにしても量と質の問題があって、量でもう明らかに破綻しているわけですから、処理し切れないんですからね。だから、もうそこで閉じるか何かしないとダメなんです、これはもう。これは10年前の実施計画の時で譲歩したがために未だにその問題を引きずっている可能性もあるわけですね。だから、その辺のところの抜本的な解決をしないと今回はダメでしょうねというのを私のコメントにさせていただきます。それに付随する問題がいくつかあるということですね。

はい、ということで、今申し上げたこと、もう一度皆さんに注意喚起をするという意味で、9ページの2の県境部地下水対策、ここがまさに今日のポイントと私は理解しています。ここをよくお読みいただきまして、これの意味するところは何なのかということをしっかり考えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で今日の報告事項及び協議事項を終わりましたので、これで終わりたい と思います。何か事務局の方で最後にお伝えいただくことはございますでしょ うか。マイクを事務局にお返ししますので、連絡事項等、よろしくお願いいた します。

事務局: それでは最後に資料5です。平成24年度の協議会の開催日程について御連絡申し上げます。

次回、第 43 回協議会につきましては平成 24 年 6 月 30 日です。時間は 1 時半 から 3 時半までです。場所はアラスカ会館の方で開催します。続きまして、第 44 回協議会につきましては、9 月 29 日、八戸市のユートリーの方で開催し、現 場視察もこの時にございます。第 45 回協議会につきましては、11 月 10 日、こ ちらも八戸市のユートリーの方で開催したいと思います。第 46 回協議会につきましては、来年の 3 月 2 日、青森市の方で開催したいと思います。

ただ、事前に皆様に1点だけ御注意申し上げたいことがございます。それは次回、6月30日の協議会の開催でございますが、産廃の特措法の国会の審議状況、あとは実施計画の策定に必要な基本方針が国で示されてないなど、いろいろ実施計画関係につきまして6月30日の協議会にお諮りすることができないような状況も考えられます。6月30日の日程については変更の可能性もございますので、予め御了解を願いたいと思います。

いずれにいたしましても正式な開催日については後日、委員の皆様に御連絡 申し上げます。

以上です。

北沢室長: 今、ちょっと補足しますと、法律案は2月に国会に提出されたのですが、4月の20何日だったかに参議院詮議になりまして、4月の末に環境委員会に付託されましたが、御覧のような政局で審議が全部ストップしているという状況でございまして、この状況が続くと国会の会期の話といろいろ絡んでくるものですから、現時点では会期は6月中に終わりますので何とか間に合うのかなと。国の方からも、早く協議を始めたいと言っているのでこのスケジュールを組んでおりますが、その政局がまた変わらずに延びてくると国から計画が示されない、この法律が成立しない、それから計画を策定する前提の基本方針が出ない、そういった中で諮るというわけにはまいらないものですから、この辺のところ、ちょっと後ろに延びる可能性があるということで。またちょっと我々、その状況を注視しながら御連絡を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

司会: それでは長時間にわたり熱心な御協議、大変ありがとうございました。 これをもちまして、第42回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会 いたします。

どうも大変お疲れ様でございました。